

令和8年度(令和7年分)

市民税・県民税
国民健康保険税

申告の手引き

- 「所得税の確定申告」をされる場合は、確定申告の内容で計算しますので、この申告書は提出不要です。
- 計算表にある金額や乗率等は、市民税・県民税用の金額です。所得税のものとは異なる場合があります。

1 収入金額等

(申告書表右側上段)

項目	内 容	添付書類
ア 営 業 等	収支内訳書(一般用)の収入額計を記入します。内訳は申告書裏面の「8」へ記入。	収支内訳書(一般用)
イ 農 業	収支内訳書(農業所得用)の収入額計を記入します。分離肉用牛：肉用牛売却の収入額。 内訳は申告書裏面の「8」へ記入。	収支内訳書(農業所得用)
ウ 不 動 産	収支内訳書(不動産所得用)の収入額計を記入します。内訳は申告書裏面の「8」へ記入。	収支内訳書(不動産所得用)
エ 利 子	公社債及び預貯金の利子、貸付信託及び公社債	支払証明書等
オ 配 当	収入金額を記入します。内訳は申告書裏面の「9」へ記入。	支払証明書等
カ キ 納 与 (専従)	事業所から源泉徴収票の送付があったもの（給与・賞与分、各団体からの報酬、アルバイトの賃金等）のほか、人的役務の対価としての報酬、日給等の支払を受けた金額を記入します。複数ある場合は、すべて合計した金額を記入します。 ◆各農業集団・特産加工組合等の任意組合からの分配金は、農業経営世帯の場合、その世帯の受取分は農業(事業)の収入となります。 ◆シルバー人材センターからの分配金は、給与ではなく雑所得になります。	給与所得の源泉徴収票
ク 雜 収 入 ケ 業 務	公的年金等の源泉徴収票に記載された「支払金額」を記入します。公的年金が複数ある人は、「支払金額」の合計額を記入します。	公的年金の源泉徴収票
コ そ の 他	副業に係る収入のうち、営利を目的とした継続的な収入金額を記入します。内訳を申告書裏面の「10」へ記入。注シルバー人材センター等からの分配金や内職賃金、外交員、検針人等報酬など。	収支内訳書(一般用)
サ シ 総合譲渡	生命保険・損害保険契約に基づく、定期年金等の支払われた金額など。内訳を申告書裏面の「10」へ記入。	支払証明書等
ス 一 時	収入金額を記入します。機械・ゴルフ会員権・船舶・貴金属等分離課税以外の譲渡益。令和2年1月1日以降に取得し令和7年中売却が短期。令和元年12月31日以前に取得し令和7年中売却が長期となります。内訳を申告書裏面の「11」へ記入。	支払証明書等

2 所得金額

(申告書表右側中段)

項目	内 容																								
① 営 業 等	「ア」の収入金額から、事業の経費を引いた額を記入します。 ※内職賃金の場合、「家内労働者の必要経費の特例」による必要経費を計上することができます。																								
② 農 業	「イ」の収入金額から、事業の経費を引いた額 分離肉用牛：肉用牛売却の収入金額から事業経費を引いた額																								
③ 不 動 産	「ウ」の収入金額から、事業の経費を引いた額																								
④ 利 子	「エ」の収入金額 = 所得金額																								
⑤ 配 当	「オ」の収入金額 - 元本を取得するために要した負債の利子																								
⑥ 納 与	「カ」「キ」の給与収入額の合計を次の表にあてはめて算出します。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>給与収入合計</th> <th>給与所得金額計算表</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0円 ~ 650,999円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>651,000円 ~ 1,900,000円</td> <td>収入金額 - 650,000円</td> </tr> <tr> <td>1,900,001円 ~ 3,600,000円</td> <td>A × 4 × 0.7 - 80,000円</td> </tr> <tr> <td>3,600,001円 ~ 6,600,000円</td> <td>A × 4 × 0.8 - 440,000円</td> </tr> <tr> <td>6,600,001円 ~ 8,500,000円</td> <td>収入金額 × 0.9 - 1,100,000円</td> </tr> <tr> <td>8,500,001円 ~</td> <td>収入金額 - 1,950,000円</td> </tr> </tbody> </table> <small>【A(※)=収入金額 ÷ 4 (千円未満切り捨て)】</small>	給与収入合計	給与所得金額計算表	0円 ~ 650,999円	0円	651,000円 ~ 1,900,000円	収入金額 - 650,000円	1,900,001円 ~ 3,600,000円	A × 4 × 0.7 - 80,000円	3,600,001円 ~ 6,600,000円	A × 4 × 0.8 - 440,000円	6,600,001円 ~ 8,500,000円	収入金額 × 0.9 - 1,100,000円	8,500,001円 ~	収入金額 - 1,950,000円										
給与収入合計	給与所得金額計算表																								
0円 ~ 650,999円	0円																								
651,000円 ~ 1,900,000円	収入金額 - 650,000円																								
1,900,001円 ~ 3,600,000円	A × 4 × 0.7 - 80,000円																								
3,600,001円 ~ 6,600,000円	A × 4 × 0.8 - 440,000円																								
6,600,001円 ~ 8,500,000円	収入金額 × 0.9 - 1,100,000円																								
8,500,001円 ~	収入金額 - 1,950,000円																								
⑦ 雜	①公的年金の所得金額 「ク」の公的年金等の収入金額を次の表にあてはめて算出します。 (※公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円以下の場合) ◆昭和36年1月2日以後に生まれた方(65歳未満の方)◆ ◆昭和36年1月1日以前に生まれた方(65歳以上の方)◆ <table border="1"> <thead> <tr> <th>公的年金等の収入合計金額</th> <th>雑所得金額計算表</th> <th>公的年金等の収入合計金額</th> <th>雑所得金額計算表</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0円 ~ 600,000円</td> <td>0円</td> <td>0円 ~ 1,100,000円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>600,001円 ~ 1,299,999円</td> <td>収入金額 - 600,000円</td> <td>1,100,001円 ~ 3,299,999円</td> <td>収入金額 - 1,100,000円</td> </tr> <tr> <td>1,300,000円 ~ 4,099,999円</td> <td>収入金額 × 0.75 - 275,000円</td> <td>3,300,000円 ~ 4,099,999円</td> <td>収入金額 × 0.75 - 275,000円</td> </tr> <tr> <td>4,100,000円 ~ 7,699,999円</td> <td>収入金額 × 0.85 - 685,000円</td> <td>4,100,000円 ~ 7,699,999円</td> <td>収入金額 × 0.85 - 685,000円</td> </tr> <tr> <td>7,700,000円 ~</td> <td>収入金額 × 0.95 - 1,455,000円</td> <td>7,700,000円 ~</td> <td>収入金額 × 0.95 - 1,455,000円</td> </tr> </tbody> </table> ②業務・その他雑収入の所得金額 「ケ」または「コ」の収入金額 - 必要経費 ①と②の所得金額の合計が「雑所得」となります。 (注)シルバー人材センターの分配金は、内職賃金と同様に「家内労働者の必要経費の特例」による必要経費を計上できます。	公的年金等の収入合計金額	雑所得金額計算表	公的年金等の収入合計金額	雑所得金額計算表	0円 ~ 600,000円	0円	0円 ~ 1,100,000円	0円	600,001円 ~ 1,299,999円	収入金額 - 600,000円	1,100,001円 ~ 3,299,999円	収入金額 - 1,100,000円	1,300,000円 ~ 4,099,999円	収入金額 × 0.75 - 275,000円	3,300,000円 ~ 4,099,999円	収入金額 × 0.75 - 275,000円	4,100,000円 ~ 7,699,999円	収入金額 × 0.85 - 685,000円	4,100,000円 ~ 7,699,999円	収入金額 × 0.85 - 685,000円	7,700,000円 ~	収入金額 × 0.95 - 1,455,000円	7,700,000円 ~	収入金額 × 0.95 - 1,455,000円
公的年金等の収入合計金額	雑所得金額計算表	公的年金等の収入合計金額	雑所得金額計算表																						
0円 ~ 600,000円	0円	0円 ~ 1,100,000円	0円																						
600,001円 ~ 1,299,999円	収入金額 - 600,000円	1,100,001円 ~ 3,299,999円	収入金額 - 1,100,000円																						
1,300,000円 ~ 4,099,999円	収入金額 × 0.75 - 275,000円	3,300,000円 ~ 4,099,999円	収入金額 × 0.75 - 275,000円																						
4,100,000円 ~ 7,699,999円	収入金額 × 0.85 - 685,000円	4,100,000円 ~ 7,699,999円	収入金額 × 0.85 - 685,000円																						
7,700,000円 ~	収入金額 × 0.95 - 1,455,000円	7,700,000円 ~	収入金額 × 0.95 - 1,455,000円																						
⑧ 総合譲渡 一 時	申告書裏面の「11」の「差引金額」(収入 - 経費)から「特別控除」を差し引いた額の1/2 <table border="1"> <thead> <tr> <th>《特別控除額》</th> <th>総合譲渡 (短期・長期)</th> <th>譲渡益が50万円まで…特別控除はその譲渡益</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>一時所得</td> <td>譲渡益が50万円以上…特別控除50万円(短期優先) 50万円まで(マイナスにはならない)</td> </tr> </tbody> </table>	《特別控除額》	総合譲渡 (短期・長期)	譲渡益が50万円まで…特別控除はその譲渡益		一時所得	譲渡益が50万円以上…特別控除50万円(短期優先) 50万円まで(マイナスにはならない)																		
《特別控除額》	総合譲渡 (短期・長期)	譲渡益が50万円まで…特別控除はその譲渡益																							
	一時所得	譲渡益が50万円以上…特別控除50万円(短期優先) 50万円まで(マイナスにはならない)																							

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

(申告書表左側)

4 控除項目の内訳に関する事項

(申告書表右側下段)

5 所得から差し引かれる金額

申告書の用紙は、本庁市民部税務課及び各支所にあります。申告書は郵送でも提出することができます。提出必要書類を添付のうえご提出ください。

【送付先・提出先】 岩国市役所 市民部 税務課 市民税係 〒731-0501 広島県岩国市吉田町吉田791番地 電話 0826-42-5614